

ら派遣されし濱田、合田兩氏の來樽前一日に於て一先つ無條件にて要求を撤廢し無事復船する事となつた。

高組合本部より派遣されし濱田支部長一行は罷業解決後數日間在樽し各船主に對し組合の方針及北海道船員の労働條件の低劣なる事を力説したる結果、同年五月以後同地各船主は一割強の船員給料の増額を斷行したり、

#### (四) 龍神丸機關部員缺員手當要求

橋本汽船龍神丸は大正十三年十二月九日機關部員十九名の定員にて内地を出帆し北米に向ひ「オーケランド」に於て石炭を一名病死したるを以て缺員の儘濠洲に廻航しメルボルンに於て助ドンキ及び石炭六部合二名脱船し合計三名の缺員となり四月二十四日バンバーリ出帆當時機關長は部員一同に向ひ同地にて補充困難なる旨報告しフリーマンツル迄此の儘航海して呉れど頼みたるに拘はらず(此の間兩者の間に充分意志疎通せざりし如く、機關部員は最初出帆當時等々に無警告の儘出帆せり云ふ)部員は汽罐に點火せず、並むなく機關上見習學生等にて點火し微速にてフリーマンツル灣口に向ひたるも同所は潮流迅速にて危険なる故機關長は再び部員に出動を懇願したるに四五名の外は之れを峻拒せり、よりに續航絶対に不可能となりし故港外に假泊し兩者の間に協議を重ねたる結果、十六名の部員に對し二百磅の手當を支給せざれば絶対に承認せざる旨連判状をつきつけられたる機關長は止むなく之れを承認したり(爭議部員側は此の文句は機關長作製し強制的に承認せしめられたるものなりと言へり)而してフリーマンツル若後船内準備金の都合其他の事情により内地歸國迄該手當の支給を猶豫せられたる旨機關長より懇願ありたる結果、大部分の者は之れを承認したるも最強硬四名は絶対に承知せず十二磅十志宛強迫的に受領せり、斯くて同船は舊臘十二日横濱に入港し約半數以上の者は下船し、十五日神戸に入港全部下組交代に際し會社は其後任補充を本組合に委任せられたるを以つて、機關部員の陳述を聴取の上機關部員には同情する點ありし雖も海外に於て航行を止め強迫的に不當の手當を支給せしめたる契約は全部無効とし會員を受領せしものは会社に返すべき事に決定したり、

#### (六) 甲谷陀丸甲板部待遇改善要求

大正十四年十月甲谷陀丸甲板部員八名は亞米利加東海岸航海中水夫長職務負傷休勤中一等連轉上より燃料炭積込後の船口を水にて拭ふやう命ぜられたるを不當なりとし同盟罷業をなし(一)起床時間は六時半とする(二)従前六時(三)時間外の労働に對しオートバタイムを支給すること等の條件を提出したり。是れ等の船員は内地歸省と共に全部下船退社を命ぜられ事件は解決を告げたり。

#### (七) 福幸丸乗組員の航路手當要求

同船は大正十四年十月十五日若松を出帆し十二月下旬臺灣基隆に入港せしが乗組員一同(高級及び普通海員全部)は同船が若松出帆以後基隆入港迄一割、基隆出帆廣東航路に就航中は二割増の航路手當を支給すべき旨船主に要求し、其の要求貫徹する迄は當時恰も交代下船して歸國する事となり居りし武田船長を抑留する態度を示し頗る不穩なる旨新南兩船長より十二月二十七日入電あり。依つて組合は海員協會と協同して船主福本汽船會社に事件の解決策を迫り協議の結果、船主及兩團體の名の下に基隆出帆より一割増を承認し、廣東撥亂に就ては萬一の場合に於ける船員所持品の補償をなす旨返電し其の間代理店宇田商店、基隆警察署長等の居仲調停ありしに對し船員は頑として其主張を固持せるも、十月十五日若松出帆以後引き續き一割増の手當を支給することに解決出帆せり。

#### (八) 龍王丸乗組員の遭難手當要求